

協会事務局・少額短期ほけん相談室営業時間のお知らせ

(1月8日時点)

2021年1月8日
一般社団法人日本少額短期保険協会

1月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大感染に伴う緊急事態宣言が1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に対して、1月8日から2月7日を期間として発令されました。

この度の緊急事態宣言発令を受け、当協会事務局では当面の間、感染リスク低減と安全確保のため、リモートワークの運用実施強化と出社職員については時差出勤を継続していくことといたしました。

今しばらくご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんが、ご理解くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

営業時間：協会事務局 8：00～12：00、13：00～16：00
ほけん相談室 8：00～12：00、13：00～16：00

お問合せにつきましては、下記フォームのご利用をお願いいたします。

日本少額短期保険協会事務局
(少額短期保険に関する一般的なお問い合わせ等)
<https://ws.formzu.net/dist/S65534867/>

少額短期ほけん相談室
(少額短期保険業者とご契約者様とのトラブル等のご相談)
<https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

※ご加入の少額短期保険会社のご契約に関するお問合せ（異動・解約・保険料支払等）や保険金請求などにつきましては、お客様がご加入されている少額短期保険業者にご連絡をお願い申し上げます。

各少額短期保険会社の営業状況については、各社ホームページをご確認ください。
各少額短期保険会社のお問合せ先は下記をご参照ください。

「各社相談窓口一覧」

(http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult_list.html)

以 上